

# 児童生徒の自殺が起きたときの 対応マニュアル

児童生徒の自殺は、その家族はもとより多くの人々の心に深刻な影響を及ぼします。遺族へ誠実に関わり、影響を受ける児童生徒たちをケアし、教職員同士が支え合って対応することが必要です。

事例によって対応方法が異なるため、本マニュアルにある型どおりの対応が、遺族の心の傷を深めてしまうこともあります。遺族の気持ちに寄り添い、「なぜそうするのか」を考え、臨機応変な対応を心がけてください。

## 対応項目

|   |            |     |
|---|------------|-----|
| 1 | 検討すべき内容    | P 1 |
| 2 | 想定される実際の対応 | P 2 |

## 対応内容

|   |            |       |
|---|------------|-------|
| 1 | 危機対応の態勢の整備 | P 3   |
| 2 | 遺族への関わり    | P 4   |
| 3 | 情報の取扱い     | P 5～6 |
| 4 | 在校生への対応    | P 6～7 |
| 5 | 保護者への対応    | P 7～8 |
| 6 | 教職員の心のケア   | P 8   |

令和8年3月（改訂版）

福島県教育委員会

### ◇参考資料◇

子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（文部科学省）

児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（文部科学省）

I's2019～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～（埼玉県教育委員会）

## 対応項目

| I 検討すべき内容   |  |
|---|--|
| 対応の流れ   | 検討すべき項目（チェックリスト）   |
| 1 自殺事案発生時<br>※状況を把握し、関係機関と連携する。                             | <input type="checkbox"/> 状況の把握（警察との連携）<br><input type="checkbox"/> 記録の開始<br><input type="checkbox"/> 教育委員会、教育事務所との連携<br><input type="checkbox"/> 役割分担、チーム会議、職員会議等<br><input type="checkbox"/> 報道対応<br><input type="checkbox"/> 緊急カウンセラー派遣検討（3日間連続配置）<br><input type="checkbox"/> 指導主事派遣検討<br><input type="checkbox"/> 児童生徒情報の整理（出欠記録、スクールカウンセリング記録、クラス担任面談記録、いじめアンケート、保健室利用状況記録、個別の教育支援計画 など）<br><input type="checkbox"/> 基本調査の実施（全教職員へ3日間以内に調査。関係の深い児童生徒への聴き取りは遺族と協議する。）※様式2の活用 |
| 2 遺族への弔問<br>※ <u>遺族の気持ちに寄り添い、遺族の意向を丁寧に確認して学校としての対応を進める。</u> | <input type="checkbox"/> 弔問の体制<br>（管理職、クラス担任、部活動顧問等、時間等）<br><input type="checkbox"/> 背景調査の説明 ※様式1の活用<br><input type="checkbox"/> 遺族への確認事項（意向確認） <ul style="list-style-type: none"> <li>・在校生へ伝える内容と伝え方</li> <li>・保護者に伝える内容と伝え方</li> <li>・葬儀の予定、参列の可否</li> </ul>   |
| 3 在校生に伝える   | <input type="checkbox"/> 伝える方法（誰が、いつ、方法）<br><input type="checkbox"/> 配慮を必要とするケースのリストアップ<br><input type="checkbox"/> 心のケアの体制づくり   |
| 4 保護者に伝える   | <input type="checkbox"/> 伝える方法（通知文書、保護者会）<br><input type="checkbox"/> 保護者による見守り依頼<br><input type="checkbox"/> PTA役員との連携  |
| 5 葬儀  | <input type="checkbox"/> 教職員の参列体制<br><input type="checkbox"/> 児童生徒の参列体制、マナー指導、引率等  |
| 6 葬儀後<br>※遺族の心情に配慮する。                                       | <input type="checkbox"/> 遺族との関わり<br><input type="checkbox"/> 基本調査の報告 ※様式3の活用<br><input type="checkbox"/> 詳細調査への移行判断  |

★ 記載されている様式1～3については、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（令和7年12月改訂 文部科学省）」を参照すること。

| 2 想定される実際の対応 |   |   |   |
|--------------|---|---|---|
|              | 遺族に対して  | 在校生に対して   | 保護者に対して   |
| 1            |   |   |   |
| 2            | <input type="checkbox"/> 弔問<br>・ 弔意を示す<br>・ 遺族の意向の確認<br>・ 児童生徒及び保護者への伝え方の確認<br>・ 葬儀の予定、参列の可否について確認  | <input type="checkbox"/> 誤った情報が拡散しないよう観察  |   |
| 3            | <input type="checkbox"/> 継続的な関わり  | <input type="checkbox"/> 集会、クラス会等の実施<br>・ 事実を伝える<br>・ 相談体制を伝える<br>・ 情報の取扱いについて注意する<br><input type="checkbox"/> 配慮が必要なケースのリストアップ及びケア<br><input type="checkbox"/> 児童生徒からの質問への対応 | <input type="checkbox"/> 配慮が必要なケースの保護者との連携及び支援<br><input type="checkbox"/> 保護者からの質問への対応 |
| 4            |   |   | <input type="checkbox"/> 保護者会の実施<br><input type="checkbox"/> 通知文書の配布                    |
| 5            | <input type="checkbox"/> 葬儀   | <input type="checkbox"/> 葬儀の参列者、引率<br>・ 保護者の同意<br><input type="checkbox"/> 児童生徒の見守り   | <input type="checkbox"/> 保護者への見守り依頼   |
| 6            | <input type="checkbox"/> 遺品の返却等<br><input type="checkbox"/> 基本調査の報告<br><input type="checkbox"/> 詳細調査の要望確認<br><input type="checkbox"/> 継続的な関わり | <input type="checkbox"/> 継続的な見守り  |   |

★ チェックリストは、全ての対応を網羅しているわけではない。また、全てのチェックリストの対応が必要という訳ではなく、全て実施できるわけではない。遺族の意向を丁寧に確認するとともに、教育委員会と連携して対応を検討する。

## 対応内容

### I 危機対応の態勢の整備

#### (1) 初期の目標設定

遺族に対して心からの弔意を示すこと、そして、遺族の意向を丁寧に確認しながら対応を検討することが大切である。

- ア 遺族の気持ちに寄り添うこと
- イ 心のケア(児童生徒、保護者、教職員)
- ウ 学校の日常活動の回復
- エ 自殺の後追い防止

#### (2) 状況を把握して正確な情報を記録する。

客観的で正確な事実を把握し、管理職から教育委員会又は教育事務所へ電話等により第1報を入れる。また、学校の対応について時系列で記録する。原因等については推測により判断しないよう注意する。

#### (3) 必要な人員の確保

危機時には様々な対応を集中して行う必要があるため、的確な方針と実施のためのマンパワーが必要となることから、教育委員会又は教育事務所の指導主事の派遣依頼や、緊急時カウンセラー派遣(連続する3日間2名のカウンセラーを派遣)の必要性について検討する。

#### (4) 危機時の役割分担と会議

一部の教職員の負担を軽減し、役割に集中できるようにするため、遺族窓口担当、学年担当、ケア担当、保護者担当、情報担当、報道担当などの役割を分担する。

管理職、上記役割分担の担当者、スクールカウンセラーや関係する職員を加えた校内危機管理チームを編成し、チーム会議を開き当面の対応を検討するとともに、職員会議により情報共有する。

#### (5) 報道対応 (P 5 3 (2))

#### (6) 基本調査の実施 (P 5 3 (3))

## 2 遺族への関わり

校長及び遺族窓口担当者は、速やかに遺族とコンタクトをとり、弔意を伝えるとともに、遺族の意向を丁寧に確認しながら、学校の対応を進める。

(1) 速やかにコンタクトをとり、訪問して弔意を伝える。

※ 心からの弔意を伝え、遺族の意向を丁寧に確認すること。

自殺の動機や背景はすぐにはわからない。情報がなからといって、早い段階で児童生徒同士のトラブルや教師の不適切な対応がなかったと決めつけない。

※ 様式1を用いて、背景調査や相談窓口等について説明すること。

(2) 遺族への確認事項

① 事実の伝え方

在校生、保護者及び報道等に事実を伝えるにあたっては、遺族から了解をとる。特に、文書で伝える場合には、あらかじめ遺族に文案を見せて了解をとる。

※ 遺族から事故死として扱うと言われればそれを尊重するが、学校が“嘘をつく”と、在校生や保護者の信頼を失いかねない。

そのため、「家族からは〇〇と聞いています。」という表現に留めるなどの工夫が必要である。

② 通夜及び葬儀への対応

ア 遺族の意向を確認し、その上で、学校として通夜や葬儀にどう対応するかの方針を決める。

イ 葬儀への在校生の参列について、遺族は遠慮することがあるが、要望が変わった場合でも柔軟に対応ができるようにしておく。

ウ 学校の方針に基づき通夜や葬儀について在校生や保護者に伝える。

※ 葬儀のマナー指導や引率計画が必要となる場合がある。

葬儀への参列を強制しないこと。参列しなかったことで非難を受けることがないように、教師がついて、出棺の時間に合わせて黙とうをするなどの参加方法を検討すること。

③ 葬儀後の遺族との関わり

ア 遺族はショックで呆然としていたり、自責感や怒りなど日々変化する感情によって大きく揺れたりする。専門的なケアの希望があればスクールカウンセラーと相談した上で情報提供すること。

イ 学校にある遺品の返却や卒業アルバムへの対応については、遺族の意向を確認すること。 ※ 卒業までのプロセスが重要である。

### 3 情報の取扱い

#### (1) 情報収集と整理及び情報発信と注意すべきこと

- ① 「自殺かどうか」については学校が判断できるものではない。警察が公表している情報などにより事実確認すること。
- ② 情報発信では、発生事実の概要、対応経過、今後の予定などに整理し、文書で示せる内容、口頭でのみ伝える内容、質問があってから説明する内容などに分けておくこと。
- ③ 自殺の動機や背景はすぐにはわからない。早い段階で児童生徒同士のトラブルや教師の不適切な対応はなかったと決めつけないこと。
- ④ 断片的な情報が公表されると、それのみが原因であるかのような誤解を招きかねないことから、慎重に対応すること。
- ⑤ 憶測に基づくうわさ話が広がらないように、正確で一貫した情報発信を心がけること。
- ⑥ インターネットを通じて誤まった情報が広まったり、人権侵害が起こったりすることがある。そのような情報についても、教職員をとおして収集すること。

#### (2) 報道対応

- ① 情報発信では、外部に出せるものは何なのかを明確にし、在校生、保護者、報道への説明がちぐはぐにならないようにする。
- ② 自殺の事実を公表するにあたっては、あらかじめ遺族の了解をとること。

#### (3) 自殺の背景

遺族が「どうしてわが子は自殺したのか。何があったのか」を知りたいと思うことは自然なことであり、学校にとっても背景を理解することは重要である。

文部科学省の「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」では、事案発生(認知)後速やかに基本調査に着手(主体は学校を想定)することとされている。

基本調査は、自殺または自殺が疑われる死亡事案について、事案発生(認知)後速やかに着手する全件を対象とする調査であり、事案の公表・非公表にかかわらず、様式2を用いて、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである。

基本調査の結果は、教育委員会へ報告後、遺族に説明する。

- ① 様式2を用いた基本調査の実施（事案発生（認知）したその日から開始する）
  - ア 遺族との関わり、関係機関との連携等
  - イ 指導記録等の確認
  - ウ 全教職員からの聴き取り（調査開始から3日以内を目途に終了する）
  - エ 亡くなった児童生徒と関係の深い児童生徒への聴き取り  
※ 自殺の事実を伝えられていない場合には、制約を伴う。
- ② 基本調査の報告、説明
  - ア いじめが背景に疑われる場合には、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態への対応が必要である。
  - イ 必要に応じて適時、適切な方法で、経過説明があることが望ましく、最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に行う。
  - ウ 基本調査で得られている情報は断片的である可能性があるため、断定的な説明はできないことに留意する。
  - エ 様式2等を用いて、遺族に基本調査の報告を行う。
  - オ 様式3を用いて、遺族に詳細調査実施の意向を確認する。
- ③ 詳細調査への移行の判断  
基本調査の報告を受けた教育委員会は、少なくとも次の場合に詳細調査への移行判断をする。
  - ア 学校生活に関係する要素が背景に疑われる場合
  - イ 遺族の要望がある場合
  - ウ その他必要な場合

## 4 在校生への対応

在校生への対応については、事実を伝える準備及び心のケアを並行して実施することになる。

### （1）事実を伝える準備

在校生への事実の伝え方については、遺族の意向を確認しながら、綿密に準備する必要がある。

#### ① 伝える内容の基本形を定める。

※ 遺族から自殺の事実を伝えない要望があった場合には、伝え方を工夫する。文案を遺族に確認してもらい了解をとる。

② 当該クラス、当該部活動、当該学年等クラスに即した伝え方を用意する。

③ 校長から伝える際の注意

ア 方法

- ・ 全校集会を開く。  
集会を開くとパニックが伝染する危険性がある。集会は早く終えて、すぐに各クラスで対応する。
- ・ 放送を使う。
- ・ 当該クラスに校長が出向いて直接語る。

イ 内容

メッセージは短くする。

主要教員やスクールカウンセラーにチェックしてもらい、原稿を担当等に前もって渡しておく。

④ その他

ア 心配なクラスや保健室には補助の教師とスクールカウンセラーを配置する。

イ トラウマの予防と後追い自殺のリスクを下げるために、必要に応じて現場を遮蔽し、関係者以外校内立ち入り禁止などの表示をする。

ウ 登下校の見守りなど児童生徒が少しでも安心感を得られるようにする。

(2) 心のケア

① スクールカウンセラーなどと協議し、配慮が必要なケースについて以下を参考にリストアップし、特に気になるケースについては、必要に応じて家庭訪問や面談、電話連絡を行うこと。

ア 自殺した児童生徒と関係の深い児童生徒（喪失と関係性）

イ 元々リスクのある児童生徒（以前からの課題）

ウ 現場を目撃した児童生徒（トラウマ） 等

② ショックや自責感の強い児童生徒は、スクールカウンセラーなどにつなぐこと。

## 5 保護者への対応

保護者への情報提供について、遺族の意向を確認し、次のポイントを踏まえて対応する。

- ・ 正確な情報を伝えることで憶測に基づくうわさが広がることを防ぐ。

- ・ 在校生への適切な接し方や相談先について伝える。
  - ・ 学校と保護者の協力関係を維持する。
- ※ PTA役員との連携を図り、協力してもらう場合もある。

#### (1) 文書による情報提供

あらかじめ遺族に文案を見せて了解をとる。

今回の事実や学校の対応、今後の予定、また、保護者が子どもに適切に接することができるように、子どもへの接し方や校内のカウンセリング、外部の医療機関や相談先の情報について知らせる。

#### (2) 保護者会

保護者会（全校か当該学年だけか）を開くつもりで早めに準備し、事実の説明については、遺族の意向を確認する。

伝える内容については、発生事実の概要、対応経過、今後の予定などに整理し、文書で示せる内容、口頭でのみ伝える内容、質問があってから説明する内容などに分けておく。

スクールカウンセラーの協力を得られる場合には、心のケアについて20分ぐらいの講話を依頼する。

保護者の不安に対応できるよう、保護者会終了後には教師やスクールカウンセラーなどを出口に待機させる等の配慮をする。

## 6 教職員の心のケア

児童生徒や保護者だけではなく教職員もサポートが必要であることから、次のポイントを踏まえて対応する。

#### (1) 教職員へのサポート

- ① クラス担任は、在校生の前に立つ前に自分の気持ちを率直に言葉にしてみる。
- ② 教職員が在校生より先にカウンセリングを受ける。
- ③ 職員会議等を活用して、スクールカウンセラーや緊急時カウンセラーから急性ストレス反応とその対応及び、教職員のメンタルヘルスについて30分ぐらいの講義を受けること。

#### (2) 教職員の健康管理

- ① 「ほとんど眠れない」という状態が3日間以上続く場合には、医療機関を受診する。医療が必要な教職員の受診をサポートすること。
- ② 教職員同士でもよく話し、支え合うこと。また、率直に体験を分かち合う場を持つこと。

# 児童生徒の自殺が起きたときの対応マニュアル

令和8年3月改訂 福島県教育委員会



## 1 検討すべき内容

| 対応の流れ   | 検討すべき項目（チェックリスト）   |
|---|--|
| 1 自殺事案発生時<br>※状況を把握し、関係機関と連携する。                     | <input type="checkbox"/> 状況の把握（警察との連携）<br><input type="checkbox"/> 記録の開始<br><input type="checkbox"/> 教育委員会、教育事務所との連携<br><input type="checkbox"/> 役割分担、チーム会議、職員会議等<br><input type="checkbox"/> 報道対応<br><input type="checkbox"/> 緊急カウンセラー派遣検討（3日間連続配置）<br><input type="checkbox"/> 指導主事派遣検討<br><input type="checkbox"/> 児童生徒情報の整理（出欠記録、スクールカウンセリング記録、クラス担任面談記録、いじめアンケート、保健室利用状況記録、個別の教育支援計画 など）<br><input type="checkbox"/> 基本調査の実施（全教職員へ3日間以内に調査。関係の深い児童生徒への聴き取りは遺族と協議する。）※様式2の活用 |
| 2 遺族への弔問<br>※遺族の気持ちに寄り添い、遺族の意向を丁寧に確認して学校としての対応を進める。 | <input type="checkbox"/> 弔問の体制（管理職、クラス担任、部活動顧問等、時間等）<br><input type="checkbox"/> 背景調査の説明 ※様式1の活用<br><input type="checkbox"/> 遺族への確認事項（意向確認） <ul style="list-style-type: none"> <li>・在校生へ伝える内容と伝え方</li> <li>・保護者に伝える内容と伝え方</li> <li>・葬儀の予定、参列の可否</li> </ul>   |
| 3 在校生に伝える   | <input type="checkbox"/> 伝える方法（誰が、いつ、方法）<br><input type="checkbox"/> 配慮を必要とするケースのリストアップ<br><input type="checkbox"/> 心のケアの体制づくり   |
| 4 保護者に伝える   | <input type="checkbox"/> 伝える方法（通知文書、保護者会）<br><input type="checkbox"/> 保護者による見守り依頼<br><input type="checkbox"/> PTA役員との連携  |
| 5 葬儀  | <input type="checkbox"/> 教職員の参列体制<br><input type="checkbox"/> 児童生徒の参列体制、マナー指導、引率等  |
| 6 葬儀後<br>※遺族の心情に配慮する。                               | <input type="checkbox"/> 遺族との関わり<br><input type="checkbox"/> 基本調査の報告 ※様式3の活用<br><input type="checkbox"/> 詳細調査への移行判断  |



## 2 想定される実際の対応

|   | 遺族に対して  | 在校生に対して  | 保護者に対して   |
|---|---|--|---|
| 1 |   |  |   |
| 2 | <input type="checkbox"/> 弔問 <ul style="list-style-type: none"> <li>・弔意を示す</li> <li>・遺族の意向の確認</li> <li>・児童生徒及び保護者への伝え方の確認</li> <li>・葬儀の予定、参列の可否について確認</li> </ul> | <input type="checkbox"/> 誤った情報が拡散しないよう観察   |   |
| 3 | <input type="checkbox"/> 継続的な関わり  | <input type="checkbox"/> 集会、クラス会等の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事実を伝える</li> <li>・相談体制を伝える</li> <li>・情報の取扱いについて注意する</li> </ul> <input type="checkbox"/> 配慮が必要なケースのリストアップ及びケア<br><input type="checkbox"/> 児童生徒からの質問への対応 | <input type="checkbox"/> 配慮が必要なケースの保護者との連携及び支援<br><input type="checkbox"/> 保護者からの質問への対応 |
| 4 |   |  | <input type="checkbox"/> 保護者会の実施<br><input type="checkbox"/> 通知文書の配布                    |
| 5 | <input type="checkbox"/> 葬儀   | <input type="checkbox"/> 葬儀の参列者、引率 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の同意</li> </ul> <input type="checkbox"/> 児童生徒の見守り   | <input type="checkbox"/> 保護者への見守り依頼   |
| 6 | <input type="checkbox"/> 遺品の返却等<br><input type="checkbox"/> 基本調査の報告<br><input type="checkbox"/> 詳細調査の要望確認<br><input type="checkbox"/> 継続的な関わり                   | <input type="checkbox"/> 継続的な見守り   |   |

★ チェックリストは、全ての対応を網羅しているわけではない。また、全てのチェックリストの対応が必要という訳ではなく、全て実施できるわけではない。遺族の意向を丁寧に確認するとともに、教育委員会と連携して対応を検討する。